

「令和6年能登半島地震」災害義援金のご協力方お願いについて(二次募集)

豊中商工会議所

平素より当所の諸活動に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

皆様ご高承のとおり、令和6年1月1日、石川県能登地方を震源とする非常に強い地震が発生し、現在も余震が続くなど、甚大な被害が発生しております。この地震被害に対しまして、日本商工会議所から全国の商工会議所を対象に災害義援金の募集を行う旨、要請がございました。当所といたしましても、被災地における被害の甚大さに鑑み、会員企業の皆様に、義援金のご協力をお願いすることといたしました。

つきましては、本趣旨をご賢察のうえ、皆様の格別なるご協力をいただきたく、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご協力をいただけます場合には、下記の要領にてお手続きいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 義援金募金額 1口1万円とし、希望口数でお願いします。

2. 募集期間 2024年4月15日(月) ※二次締切

3. 申し受け要領

(1) 義援金をご応諾いただく場合は、裏面「令和6年能登半島地震災害義援金振込連絡票」に必要事項をご記入のうえ、2024年4月15日(月)までに、FAXにてご連絡ください。

(2) ご応諾いただいた義援金につきましては、原則として2024年4月19日(金)までに下記指定振込先宛へお振込みのほどお願いいたします。

※誠に勝手ながら、ご送金いただく際の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。ご負担がなく、送金額から振込手数料等が差し引かれて入金された場合は、着金額を募金額とさせていただきますこと、ご了承ください。

(3) 本義援金は、日本商工会議所を通じて、復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に必要の費用として活用させていただき予定です。

(4) 寄附金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳細は以下のとおりです。

①個人が義援金を支出する場合の所得税の取扱い

所得控除はありません。

②法人が義援金を支出する場合の法人税の取扱い

一般寄附金は、下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。

〔期末資本金の額等(資本金の額+資本準備金の額)×12分の当期の月数×1000分の2.5+所得の金額(法人税申告書別表四 仮計の金額+支出寄附金の額)×100分の2.5〕×4分の1=〔損金算入限度額〕

計算例 期末資本金の額等1,000万円、所得の金額1,500万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額

〔1,000万円×12分の12×1000分の2.5+1,500万円×100分の2.5〕×4分の1=〔10万円〕

※国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の金額の所得控除が可能なほか、法人において全額の損金算入が可能です。一定の金額の所得控除や全額の損金算入を希望される場合は、国または地方公共団体(県市町村)への募金をご検討いただけますと幸いです。

(5) 領収書は、義援金をお振込みいただきます際の控えをもって、代えさせていただきます。

4. 振込先口座 銀行・支店名 三井住友銀行 豊中支店

口座番号 当座預金 0255084

口座名義 豊中商工会議所

5. 本件担当：豊中商工会議所 総務課 TEL：06-6845-8001 FAX：06-6857-0474

以上

豊中商工会議所 総務課 行

「令和6年能登半島地震災害義援金振込連絡票」

義援金の趣旨に賛同し、以下のとおり振り込みます。

1. 義援金額 口 円（1口1万円以上でお願いいたします。）
2. 貴社名
3. ご住所 〒
4. 代表者役職・お名前
5. ご担当者役職・お名前
6. 電話番号
7. 振込予定日 月 日

※ ご連絡いただいた情報は、義援金の募金の目的以外には使用いたしません。